

# 西部クリーンセンター維持管理に関する情報

令和 7 年 11 月

## 1 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

種類	可燃ごみ(家庭系一般廃棄物・事業系一般廃棄物)							
焼却量	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	1号炉	t	622.28	876.78	424.95	1,492.70	1,263.16	644.77
	2号炉	t	1,376.92	1,233.09	1,426.80	698.70	1,119.60	1,318.16
	合計	t	1,999.20	2,109.87	1,851.75	2,191.40	2,382.76	1,962.93
	単位	11月	12月	1月	2月	3月	年度計	
	1号炉	t	618.89				7,366.49	
	2号炉	t	1,373.78				9,153.61	
	合計	t	1,992.67	0.00	0.00	0.00	16,520.10	

## 2 燃焼室中の燃焼ガスの温度、集塵機に流入する燃焼ガスの温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

11月		1号炉			2号炉			備考
		燃焼室中燃焼ガス温度	集塵機流入燃焼ガス温度	排ガス中一酸化炭素濃度	燃焼室中燃焼ガス温度	集塵機流入燃焼ガス温度	排ガス中一酸化炭素濃度	
日	曜日	°C	°C	PPM	°C	°C	PPM	
1	土	898	184	1.5	903	180	1.1	
2	日	897	183	1.0	903	181	0.5	
3	月	896	183	1.6	892	185	1.0	
4	火	893	182	1.0	891	182	0.9	
5	水	894	183	0.7	898	181	1.0	
6	木	892	181	0.3	899	181	0.1	
7	金	893	182	0.4	899	182	0.3	
8	土	887	182	0.5	897	183	0.4	
9	日	900	183	0.6	901	180	0.7	
10	月	899	183	0.4	901	183	0.5	
11	火	903	181	0.5	901	182	0.4	
12	水	902	183	0.6	902	181	0.7	
13	木	899	182	0.5	900	183	0.8	
14	金	898	182	0.4	903	181	0.3	
15	土	903	183	0.1	901	181	0.4	
16	日	—	—	—	903	183	1.2	点検整備の為、1号炉停止
17	月	—	—	—	900	182	1.1	点検整備の為、1号炉停止
18	火	—	—	—	901	182	0.8	点検整備の為、1号炉停止
19	水	—	—	—	906	182	1.0	点検整備の為、1号炉停止
20	木	—	—	—	904	186	1.5	点検整備の為、1号炉停止
21	金	—	—	—	900	184	1.3	点検整備の為、1号炉停止
22	土	—	—	—	905	183	0.8	点検整備の為、1号炉停止
23	日	—	—	—	901	185	1.9	点検整備の為、1号炉停止
24	月	—	—	—	901	184	1.4	点検整備の為、1号炉停止
25	火	—	—	—	906	184	1.3	点検整備の為、1号炉停止
26	水	—	—	—	902	181	1.0	点検整備の為、1号炉停止
27	木	—	—	—	904	184	1.6	点検整備の為、1号炉停止
28	金	—	—	—	903	182	1.7	点検整備の為、1号炉停止
29	土	—	—	—	900	183	1.8	点検整備の為、1号炉停止
30	日	—	—	—	905	182	1.0	点検整備の為、1号炉停止

維持管理基準値	800以上	200以下	100以下	800以上	200以下	100以下	
平均値	897	182	0.7	901	182	1.0	
最大値	903	184	1.6	906	186	1.9	
最小値	887	181	0.1	891	180	0.1	

※測定位置については、別紙「西部クリーンセンター焼却施設維持管理状況測定場所」参照のこと。

※連続測定記録は、西部クリーンセンターにおいて閲覧できます。

### 3 ばいじんの除去を行った年月日

冷却設備 (ガス冷却室)	1号炉	4月21日	6月7日	9月18日			
	2号炉	7月8日	10月30日				
排ガス処理設備 (集塵機)	1号炉						
	2号炉						

### 4 排ガス中のダイオキシン類濃度(1回／年以上測定)

	単位	排出基準値	1号炉	2号炉
排ガスの採取年月日				
測定結果が得られた年月日				
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m³N	5		

※採取位置については、別紙「西部クリーンセンター焼却施設維持管理状況測定場所」参照のこと。

### 5 ばい煙量又はばい煙濃度(1回／6ヶ月以上測定)

	単位	排出基準値	炉別	1回目	2回目	3回目	4回目
排ガスの採取年月日			1号炉	R7.5.19	R7.8.5		
			2号炉	R7.5.20	R7.8.6		
測定結果が得られた年月日			1号炉	R7.6.9	R7.9.3		
			2号炉	R7.6.9	R7.9.3		
ばいじん濃度	g/m³N	0.08	1号炉	<0.001	<0.001		
			2号炉	<0.001	0.001		
硫黄酸化物の量	m³N/h	59	1号炉	0.038	0.058		
			2号炉	0.10	0.047		
窒素酸化物濃度	ppm	250	1号炉	80	59		
			2号炉	92	50		
塩化水素濃度	mg/m³N	700	1号炉	1	2		
			2号炉	8	2		
全水銀濃度	μg/m³N	50	1号炉	1.6	0.0007		
			2号炉	0.70	0.61		

※採取位置については、別紙「西部クリーンセンター焼却施設維持管理状況測定場所」参照のこと。

※括弧は検出下限値以上で定量下限値未満を表す。

#### 【測定項目等の説明】

- ダイオキシン類 : ごみを焼却処理した際にごみ中に存在する塩素が反応し、生成される有害な物質のこと。
- ばいじん : ごみを焼却処理した際に発生する煙中の煤(すす)や塵(ちり)等に含まれる微粒子のこと。
- 硫黄酸化物(SOx) : ごみを焼却処理した際にゴミ中に存在する硫黄分が反応し、生成される有害な化合物(SOx)のこと。
- 窒素酸化物(NOx) : ごみを焼却処理した際にごみ中に存在する窒素分や大気中の窒素分が反応し、生成される有害な化合物(NOx)のこと。
- 塩化水素(HCl) : ごみを焼却処理した際にごみ中に存在する塩化ビニル等の塩素分が反応し、生成される有害な化合物(HCl)のこと。
- 水銀 : 蛍光灯、ボタン電池等の廃棄物を焼却処理した際にごみ中に存在する水銀が排ガスとともに排出される有害な物質のこと。